

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（改正）  
（H29年度総会資料：会則修正箇所のみ抜粋しています。）

（大会等の参加）

第14条 大会等参加のクラブ員は各チームの監督が指名する。

- 2 大会等やむを得ず参加できない場合は事前にその旨を各チーム会長に連絡し、監督の許可を得る。
- 3 大会等不参加の連絡が無く欠席した場合、並びに当日不参加の連絡があった場合で、個人負担額及びキャンセル料等が発生した場合はその欠席者が負担する。
- 4 参加者が費用負担の大会及び練習試合の参加意思表示をしたのち、いかなる理由で欠席した場合でも、参加費等の支払い義務は発生する。

附 則

- 5 一部改正後の会則は平成30年5月25日に施行する。